

**年 金 あ れ こ れ**

**保険料納付を忘れずに・・・  
納めて安心国民年金**

**■国民年金保険料の「免除制度」**

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合や、失業などにより納付することが困難な場合は、申請して承認されると下表のように保険料の納付が免除されます。

全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額： 4, 070円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 8, 130円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額： 12, 200円)
全額納付		(保険月額： 16, 260円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められており、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(失業を理由として申請できるのは、失業日(退職日の翌日)を含む月の前月から翌々年6月分までです)

※保険料の免除を受けた場合は、免除期間や金額に応じて年金受給額が減額されます。

【老齢基礎年金の計算式】

$$780,100円 \times \left( \frac{\text{保険料納付済月数}}{40年(加入可能年数)} + \frac{\text{全額免除月数} \times 1/2}{40年(加入可能年数)} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 5/8}{40年(加入可能年数)} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6/8}{40年(加入可能年数)} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times 7/8}{40年(加入可能年数)} \right) \times 12月$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。一部免除納付が認められた方は、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにもぜひご利用ください。

**■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500**

**こ れ か ら の 家 庭 教 育**

**健康な子ども**

「勉強なんてできなくてもいい！元気で健やかに育てほしい。」との願いをもつ親は多いのではないのでしょうか。早寝、早起き、朝ごはんの生活のリズム、食生活、運動や部活動、習い事。体が資本とは良く言ったもので、将来子どもが何をすることも健康が不利益になることはありません。

ここで問題です。子どもがたくさん出てくるアニメ「ドラえもん」の中で、①のび太 ②ジャイアン ③スネ夫 ④しずかちゃんの内、誰が一番健康だと思いますか？保護者の皆さんは自分の子どもを①～④の中でどの子のように育てたいですか？

世界保健機関(WHO)は健康を次のように定義しています。

「健康な状態というのは、単に病気や虚弱ではないということではなく、肉体的にも精神的にも社会的にも良好な状態の事です。(意識)」

このように考えると、ドラえもんの登場人物は誰が健康だと言えるのでしょうか。考え方によって様々ですが、のび太は視力が悪く、ジャイアンは肥満、スネ夫は恵まれた環境で育っているにもかかわらずジャイアンの顔色を伺い親離れもできていない、一見バランスが良いしずかちゃんは同性の友達と仲良くしている場面がほぼ描かれておらず、社会的に健康なのか疑問が残ります。

身体的な健康状態は見た目で見えることが多く、保護者や周囲の大人も気づきやすいですが、精神的・社会的な健康状態は、子どもの様子を注意深く観察していなければ見逃してしまうかもしれません。日ごろから子どもとのコミュニケーションを大切に、心身ともに健やかに成長できる環境をつくっていきましょう。

